

届け出はお済みですか？

何かと慌ただしい引っ越し時期ですが、忘れてはいけないのが、住所変更などの区役所への届け出。特に市外へ引っ越し場合には、事前に中央区役所で行う手続きもありますので、ご注意ください。

そこで、中央区から市外へ引越す場合、および市内・区内で引越す場合の主な手続きを表でご案内します。◆印は中央区役所で行う手続き、◇印は新住所の区役所（区内転居の場合は中央区役所）で行う手続きです。市外から転入された場合は、直接担当係へお問い合わせください。

また、区役所の配置図面と主な担当業務もご紹介しますので、引っ越し以外で区役所にご用命のときにもご利用ください。

発券機の利用にご協力を

区役所の以下の窓口では、発券機による番号順のご案内を行っています。あらかじめ番号カードを取ってお待ちください。

- 1階 ②～⑨番
2階 ①番、②番、⑤番



国保や児童手当など福祉関係の手続きは 2階 で

項目	中央区から市外へ引っ越し	窓口	市内、区内での引っ越し	詳細
国民健康保険	◆脱退手続き ※国民健康保険証、納付通知書を持参	2階 ②	◇住所変更の手続き ※国民健康保険証、納付通知書を持参	保険係
介護保険	◆脱退手続き ※介護保険証、納付通知書を持参	2階 ②	◇住所変更の手続き ※介護保険証、納付通知書を持参	
国民年金(加入者)	転出先で住所変更の手続き ※年金手帳、印鑑(本人の場合は不要)、領収書または納付書を持参		なし(転入・転居届で自動的に住所変更されます)	年金係
国民年金(受給者)	転出先で住所変更の手続き(住所・支払機関変更届のはがきを社会保険事務所へ郵送。厚生年金も同様)		住所・支払機関変更届のはがきを札幌西社会保険事務所(北3西11 241-7281)へ郵送(厚生年金も同様)	

国民健康保険の手続きについては、中央7ページの「国保ひとくちメモ」もご覧ください。

区役所以外で住民票の証明を!

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の証明書などは以下のところでも発行しています(住所変更、印鑑登録などの届け出は扱っていません)。

●大通証明サービスコーナー

開所時間が長いので、お勤め帰りなどにも利用できます。

場所：大通西4 地下鉄南北線 大通駅構内 ☎211-3535

開所日時：月曜日～金曜日(祝日を除く)、午前8時～午後7時

受付時間帯によっては、後刻または翌開所日以降のお渡しになります。

●連絡所

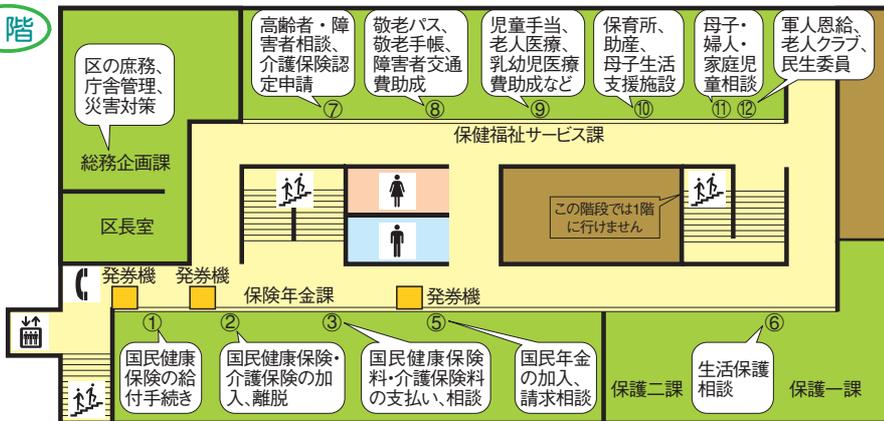
区内に14カ所ありますので、お近くのところを利用できます。

電話で(戸籍の証明は来所して)お申し込みください。翌開所日以降のお渡しになります。

開所日時：月曜日～金曜日(祝日を除く)、午前8時45分～午後5時15分

大通公園	北1西9	☎251-6353
東北	北2東2	☎251-8119
苗穂	北1東10	☎261-3669
東	南2東6	☎241-1696
豊水	南9西1	☎521-0204
西創	南5西7	☎521-2384
曙	南11西10	☎511-0116
山鼻	南23西10	☎511-6371
幌西	南11西14	☎561-3256
西	南6西13	☎561-7124
南円山	南9西21	☎561-2472
円山	北1西23	☎611-3367
桑園	北7西15	☎621-3405
宮の森	宮の森2-11	☎644-8760

2階



項目	中央区から市外へ引っ越し	窓口	市内、区内での引っ越し	詳細
児童手当	◆受給事由消滅届の提出(転出先でも手続きが必要)	2階 ⑨	なし(転入・転居届で自動的に住所変更されます)	福祉助成係
児童扶養手当 特別児童扶養手当	道内へ転出先で住所変更の手続き ◆道外へ住所変更の手続き ※手当証書を持参(転出先でも住所変更の手続きが必要)	2階 ⑨	◇住所変更の手続き ※手当証書を持参	
各種医療費の助成	◆受給者証の返還 ※受給者証を持参	2階 ⑨	◇住所変更の手続き ※受給者証を持参	保健福祉サービス課
敬老手帳	◆手帳の返還 ※敬老手帳を持参	2階 ⑧	なし(手帳の住所を自分で書き換え)	
敬老バス	◆バスの返還 ※敬老バスを持参	2階 ⑧	なし	給付事務係
身体障害者手帳 療育手帳	◆福祉タクシー利用券・福祉乗車証などの返還 転出先で住所変更の手続き	2階 ⑧ 2階 ⑦	なし ◇住所変更の手続き ※手帳を持参	
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	転出先で住所変更の手続き	2階 ⑦	◇住所変更の手続き ※身体障害者手帳または療育手帳、印鑑を持参	総合相談担当